

吸収分割に関する事後開示書面

(吸収分割会社：会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に定める書面)
(吸収分割承継会社：会社法第801条第3項第2号に定める書面)

2023年4月3日

株式会社スタメン
株式会社スタジアム

2023年4月3日

株式会社スタメン
代表取締役 大西 泰平

株式会社スタジアム
代表取締役 森山 裕平

吸収分割に係る事後開示書面

株式会社スタメン（本店所在地：愛知県名古屋市中村区下広井町一丁目14-8、以下「吸収分割会社」といいます。）は、株式会社スタジアム（本店所在地：愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目8番1号、以下「吸収分割承継会社」といいます。）との間で2023年1月31日付にて締結した吸収分割契約書に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、吸収分割会社が営むオンラインサロンプラットフォーム「FANTS」事業に関する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条により開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日
2023年4月1日

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

①吸収分割の差止請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第784条の2の規定による差止請求の対象ではありません。

②反対株主の株式買取請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

③新株予約権の買取請求に係る手続の経過

吸収分割会社において、新株予約権の買取請求の対象となる新株予約権は存在しないため、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

④債権者の異議申述に係る手続の経過

承継会社は、本吸収分割契約第3条第2項の規定により、本吸収分割によって分割会社から承継する債務について全て併存的債務引受の方法により承継するため、会社法第789条の規定による手続は行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過

①吸収分割の差止請求に係る手続の経過

会社法第796条の2の規定による差止請求をした株主はおりませんでした。

②反対株主の株式買取請求に係る手続の経過

吸収分割承継会社は、吸収分割会社の完全子会社であるため、会社法第797条第3項の規定による手続は行っておりません。

③債権者の異議申述に係る手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第799条第2項により、2023年2月13日付の官報により、その債権者に対して所定の事項を公告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。なお、当社は設立したばかりなので知れたる債権者は存在しません。そのため個別催告はしていません。

4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日をもって、吸収分割会社から、吸収分割会社が営むオンラインサロンプラットフォーム「FANTS」事業に関して有する権利義務を承継しました。なお、本吸収分割に際して吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した資産及び負債の額はそれぞれ65,944千円（2023年2月末時点残高における概算値）及び30,004千円（2023年2月末時点残高における概算値）です。

5. 本吸収分割による変更の登記を行った日

2023年4月3日（予定）

6. その他本吸収分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以 上